

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.45 (2012年11月)



七五三おめでとうございます☆☆

スタッフのお孫さんが七五三でした。
羽織袴の晴れ姿でご挨拶にきてくれました。
健やかに成長されますように…。みんなでお祝いしました。

(キトさん家で)



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

動き出した川内原発差し止め訴訟

弁護士 板井 俊介

1 騒然の鹿児島地裁～第1回弁論～

平成24年10月16日午後3時から、鹿児島地方裁判所で川内原発差し止め訴訟の第1回弁論が行われた。当日は、300名程度の原告が参加した。玄海原発訴訟でもそうであったように、裁判所側は厳重警備体制を敷き、裁判所の全職員がフロア全体に配置され、原告団・弁護団の動きも統制される騒然とした状況であった。私も、いったん法廷に入った後、売店にお茶を買いに行ったところ、「売店には行かないで下さい。お茶は飲まないで下さい」と呼び止められたほどであった。



さて当日、法廷内では、原告4名による意見陳述、弁護団による訴状の内容の説明が行われ、私も「川内原発で爆発事故が起こる危険性」に関する記述を読み上げた。

ところが、その後、九州電力代理人から裁判官に対し、「原告ら代理人による訴状の読み上げ第2回以降は不要である」と意見がなされ、国からは「書面に書いてあることをそのまま読み上げているだけではないか」などと発言がなされた。

しかし、この裁判は、現在のみならず将来の全国民の生命・健康、そしてエネルギー政策と日本社会の在り方に関わる極めて「社会的」な訴訟であり、訴訟に携わる者すべてが内容を理解する必要があるのは当然である。しかし、裏を返せば、それだけ、九州電力や国は、我々の意見陳述の影響力を恐れているものといえ、そうである以上、我々原告側は、今後とも、法廷内での意見陳述を力一杯続けていく予定である。

また、法廷に入りきれなかった原告のために、弁護団は模擬法廷を開催した。模擬法廷は、原告（住民）側の原告、弁護団が行うため、実際の法廷よりも、原告側にとってわかりやすいものとなっており、ぜひご覧頂きたい。皆様の厳しくまっすぐな視線が、熱い法廷を再現可能とする。次回以降も、すべての原告のために模擬法廷を続けていく。

2 原発産業の情勢

本年11月16日の衆議院解散の後、各紙で①原発ゼロ問題については、民主党と日本維新の会など「第三極」が原発ゼロを掲げるのに対し、自民は規模を縮小するが原発自体は維持するとして対立する一方、②原発再稼働問題については、民主・自民ともに原子力規制委員会が安全性を確認すれば再稼働を認容する立場で、差異はないと報じられている。

本記事をお読み頂く時期にはすでに政権交代が果たされているかもしれないが、いずれの党派が政権を握るとしても、電力業界が原発維持のために動く



川内原発差し止め訴訟第1回弁論に入廷する原告と弁護団
撮影 大畑靖夫

ことは自明である。すでに、原発が容易に再稼働できない場合には、液化天然ガス（LNG）の輸入が増えて電気料金が上昇するという予測が広がっているが、これに備え、電気事業法に基づく電力会社の値上げ申請の際のチェック事項について、経済産業省はこれを簡略化（60項目から9項目に削減）した（日本経済新聞平成24年11月14日朝刊）。一方で、経産省は、電気料金が上昇した状態で原発を再稼働させた場合に、燃料費等の経費が削減される結果、電力会社が多くの利益を蓄えることを見越して経産大臣が「電力値下げ命令」を発することができる体制を整えた。

これをみると、多くの原発で再稼働困難→電気料金の値上げによる世論操作に基づき原子力規制委員会のお墨付きで原発再稼働→電気料金の値下げで世論を落ち着かせる→福島第一原発事故以前の状況に近づける、という一定の流れが予測できる。

脱原発の闘いは、住民による闘いの継続が求められるのであり、川内原発訴訟もその中心に立つ必要がある。本誌をお読みの方々の一人でも多く原告に参加して頂きたい。

（平成24年11月18日著）

脱原発は日本国民の願い

東京電力福島第一原発事故から1年8ヵ月余りが経過しました。しかしいまだに収束はできず、国民の世論は「原発をなくせ」「原発ゼロの日本」を強く求めています。7月東京で行われた原発反対東京集会に私も参加して、全国から集まった17万人と「原発反対」を叫びました。9月1日には原発反対の福島集会があり、私も全国の仲間と共に飯館村の様子を見てきました。飯館村は福島第一原発からは40km離れていますが風向によっては阿武隈山地を超えて放射能が飛んできて、村民の健康被害が懸念されるということで全村民が避難しました。国や東京電力は汚染した住宅・田畑を除染をしましたが、汚染された土壌を保管する（捨てる）場所すらありません。したがって一旦原発が事故を起こせば自分の故郷に帰宅するのは長年月にわたって不可能です。原発事故は住民の生活はもちろん村・町の自治体までも奪ってしまいます。しかし、野田内閣は経済界やアメリカの強い圧力で大飯原発の再稼働を認め、青森の大間原発の建設も認めてしまいました。野田内閣は原発ゼロにすると口では言っていますが実態は原発の推進をしています。

私たちの近く（40km余り）にある川内原発の再稼働をすすめる動きも強くなってきました。私たちは川内原発の3号機の建設差し止めと、1・2号機の再稼働をしないことも含めて訴訟を行っており、10月18日には鹿児島地裁で陳述公判が行われ、鹿児島地裁始まって以来といわれた人たちが裁判の傍聴に集まりました。水俣からも訴訟団を代表して10名が鹿児島地裁へ行って傍聴と傍聴券が少ないため傍聴ができなかった人は法廷外での模擬裁判に参加しました。

私たち「原発ゼロを目指す水俣の会」では、毎週金曜日に首相官邸周囲に集まって原発反対の集会をしている仲間と連帯して水俣駅横のふれあい広場で原発反対の集会を行っています。また、11月11日には「原発反対100万人集会」が東京で行われます。水俣でも同時に集会を行いました。

原発ゼロをめざす水俣の会（代表） 元村 義晴

「裁かれた内部被爆」（花伝社）が発行されました。この本は熊本原爆症認定訴訟の記録で、熊本県原爆被害者団体協議会と原爆症認定訴訟弁護団が編集しています。

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって原子力発電の実態と放射能による汚染の恐怖が一気に国民の間に広がりました。中でも外部被爆と同時に内部被爆という言葉が飛び交い大きな関心事になり水、空気、食物の放射能汚染の不安を呼び起こしました。

しかし、私は、熊本にいながら2003年から熊本地方裁判所で進められていた原爆被害者の認定を勝ち取る訴訟で「内部被爆」が争点になっていたこともまったく知らず、もっと言えば今さかんに言われている「内部被爆」がなぜ危険なのかも詳しくは知りませんでした。

初めて内部被爆の危険性を学習したのはノーモア・水俣病訴訟原告団と原爆症認定訴訟弁護団が共同で開いた2011年（平成23年）7月2日のシンポジウムと、パネラーとしてご講演された琉球大学名誉教授・矢ヶ崎克馬先生の科学的な話です。

そして、矢ヶ崎先生の内部被爆の研究が原爆症弁護団の板井優弁護士の「内部被爆について熊本地方裁判所で闘っている原爆症認定訴訟で証言してほしい」という大胆な依頼から始まったことも紹介され一連の流れが理解できました。

今回のこの本は、広島と長崎の原爆被害者の健康破壊を内部被爆という新しい観点で解明し熊本地裁や福岡高裁で勝利し、そして日本政府の基準を全国の裁判と連動して変えさせ被害者の認定を進めただけでなく、福島原発事故の被害の全体像を見据える上で重要な内部被爆についてその危険性の社会的認知を勝ち取る突破口を切り開いた裁判の記録です。

本の発言者は多彩です。17人の原爆被害者の証言はこれまで断片的に見聞きしていたことが、多くの被害者の証言で立体化し原爆のすさまじい破壊力と地獄図のような光景が紙面から浮かんできます。そして、一命をとりとめ、これまで生をつないできたものの一生つきまとうガンや白血病などの数々の原爆症と生活苦の実態。そして、原発被害者に寄り添いともに闘ってきた弁護団の姿。

また、内部被爆を理屈ではなく現実に生きている被爆者の実態調査から証明するため大変な努力をしてきた人たちの記録も紹介されています。熊本民医連平和クリニック院長の牟田喜雄医師や反核医師の会、保険医協会の医師。そして熊本県被爆者団体協議会、労働組合、民主団体、法律事務所の職員、熊本県民医連の職員など地を這うような調査活動を展開しています。その数は被爆者300人。非被爆者600人。

この調査の事務局を担当した平和クリニック看護師の川端真須代さんは「調査では初めて心の内を明かしてくれた被爆者もいました。家族にさえも被爆していることを隠していた方、被爆体験やその後の苦しみを誰にも明かさずにきた方もいました。今回初めて被爆後の人生を語り『これで安心して死ぬ。何の落ち度もない自分たちが原爆に遭い、どれだけ大変な思いをしてきたかやっとなんか伝えることができた』。『原爆がもとで心や体に起こった変化をしっかりと記録に残しておいてほしい』と語り、

話し終わると晴れやかに会場を後にした方もいました。被爆後何重もの苦しみの中で生き抜いてきた被爆者の人生にふれ、原爆が人の生命や暮らしをどれほど踏みにじったか、悔しさに涙があふれることもありました。」と記しています。このくだりを読んだときは私も思わず涙がこみ上げてきました。

最後に、原爆被爆者の被害を爆心地から2キロメートルの近距離だけに限定し、遠距離や入市被害者を原爆被害者ではないとして排除するアメリカの主張をそのまま導入してきた政府の認定制度の非科学性を、被害の実態、被爆者の臨床症状から内部被爆を証明し勝訴判決を取ってきた弁護団の先見性は高く評価されなくてはならないと思います。

同時に水俣病を闘ってきた経験とこの裁判を闘った経験からいち早く東電福島原発の事故を捕らえ、2011年7月から2回のシンポジウムを開き、書籍でも「水俣・被爆者の教訓を福島へ」パート1、パート2を相次いで発行し、今回はこの本を社会に出された意味は大きいと思います。

水俣市の宮本市長は潮谷前熊本県知事とともに2回のシンポジウムに連帯のメッセージ送り「脱原発」の意思表示をし、脱原発首長会議にも参加しています。また、市内では産廃処分場を止めた住民運動のリーダーたちを中心に「原発ゼロをめざす水俣の会」ができ講演会や集会、パレードなど多彩な活動をしています。市長も再生可能エネルギーの活用にも力を入れています。川内原発を止める訴訟も始まっていますが、これらと連動して水俣での運動を強めたいと思います。



日本共産党 水俣市議会議員 野中 重男

定価 1500円

川内原発差し止め訴訟 第1回弁論傍聴記

■まるでテロリストになった気分

鹿児島地裁に着いてまず驚いたのは、多数のガードマンが配置された厳重な警戒ぶりでした。なんだかテロリストでも迎えるかのような雰囲気の中、裁判所の中を行儀良く進みました。さらに、法廷の入り口では、持ち物検査があり、重いカメラバック（全部で10kg）を預けることになりましたが、おかげで身軽になった体で、ゆったりと傍聴することが出来ました。熊本地裁でもこんなサービスがあったらいいな、と思いました。



■国は誰の味方なのか

法廷での、原告、被告双方からの意見陳述は、国民が裁判の本質を理解する上でたいへん重要な機会だと思いますが、なんと、国の代理人は、「文書で出しているのだから、原告側の口頭での陳述は不要」だと発言、これには驚きました。同じ被告である九電が言いにくいことを国が代弁してくれたのです。国民の口封じをする態度、ここに、今回の裁判の本質が如実に表れていると確信しました。国は国民の味方ではなく、原発推進勢力の用心棒みたいなんです。ふりかえれば、水俣病裁判の時も被告はチツと国でした。

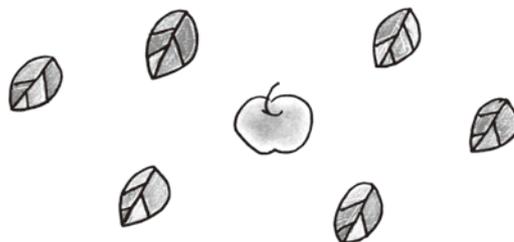
大畑 靖夫（NPOみなまた会員・原発ゼロ熊本の会）

NPO みなまた研修スキルアップ講座第1回（10月2日）

認知症ケア基礎研修「BPSDへの対応」

「職員一人ひとりが介護についての基本的な知識と技術、コミュニケーションスキルを身につけ、いきいきと働き続けられる職場作りを行う」ことを目的に「NPO みなまたスキルアップ講座」が開催されました。この講習は、熊本県のキャリアパス支援事業を活用して行いました。

第一回目は、「実践！認知症ケア基礎研修 BPSD への対応」をテーマに、新しい認知症ケアについて学びました。講師は熊本県認知症介護指導者で認知症ケア上級専門士の高橋恵子先生（有限会社せせらぎ代表取締役）で、認知症高齢者にとって安心できる環境づくりの視点から BPSD へのアプローチを事例を通してわかりやすくお話しいただきました。受講者の声をご紹介します。



認知症の人の BPSD への対応のしかたについて学びました。「ある条件の下である行動をするとある環境の変化が生じる」という考え方のもと、その人の直前の状況をよく観察することの重要性を学びました。例えば、夕方荷造りをして帰ろうとする人に、あわてて寄り添うと荷造りをしたら相手をしてもらえるというパターンを植え付けることになる。先行条件を変えることで結果を変える方法を見つけることが新しいケアの考え方というお話でした。

「困った行動」に振り回されることが多いですが、「よく見て」「よく考えて」「表現してみる」訓練を改めてやっていこうと思いました。（ふれあいの家・坂本）

BPSD が発生するには必ず何らかの原因がある。いろいろな視点から観察し、これが影響しているのではないかと気づくことがとても大切。また、スタッフの行動が増悪因子になっていることもあるので、自分たち（介助者）の行動を振り返り分析することも重要だと感じた。

今回初めて「好子」「嫌子」という言葉を知った。利用者様の行動や言動、表情から BPSD が起こる前に根拠をもって「好子」「嫌子」にアプローチ（ケア）し、早め早めの対応に心がけていきたいと思う。（三郎の家・林田）

お話の冒頭で「認知症ケアは認知症の人にあわせてしまえば簡単だ」という言葉がとても印象的でした。簡単にはいかないかもしれないが、それぞれのスタッフが、「認知症の人にあわせる」ということを頭に入れて行動することで良いケアに近づけるのではないかと思います。

BPSD について自分なりにもっと勉強が必要だと思いました。（キトさん家・續山）

3年半ほど訪問介護をした後、有料老人ホームや特別養護老人ホームなど大きな施設で働いてきました。そこでは、利用者が多いのに職員が少ないという理由でなかなか個別ケアができなかったと思います。言葉使いも全然丁寧ではなかったなあ…と今頃、今回の話を聞いて改めて考えさせられました。

のがわの家では帰宅願望のある方がおられます。まだ働き始めて間もないのでどう対応すればいいかわからなかったのとまどっていたら他の職員の人たちが、「こういうふうに言ってみて」と、いろいろ教えてくださいました。これからも個人個人の対応に気をつけていきたいと思いました。

(のがわの家・森口)

今回の研修でBPSDの定義を学び普段、「認知症の問題行動」のイメージとしてBPSDを使っていた間違いに気づきました。入居者の方のBPSDに対するチームアプローチを今回の講義できちんと振り返る術を教えてくださいました。内容が理論的、そして現場に則したもので大変よかったと思いました。もっと、ケアについては勿論のこと。情勢やグループホームの将来性等々お聞きしたいです。(キトさん家・柏木)

私は介護の現場ではなく、本部での事務なので実はあまり現場のことを知らないまま、この仕事をしていると思います。今回、高橋先生のお話を聞いて現場にしかない苦勞が少しわかったような気がしました。

高橋先生が「認知症の入居者が何か行動（一般に問題行動と言われてきたこと）をした時に、その行動を起こす前まで戻って考えてみましょう」と言いました。そう行動した原因を考えるべきだ、と。

私も以前、精神分析のお話を他で聞いたことがあります。もし、自分が悩んでいることがあった時、「悩みの内容よりも、なぜそのことを悩み、考え始めたかが大事だ。まず、きっかけを思い出さない」と言われました。なぜか、通ずるものがあるのかも？と勝手に思いました。

高橋先生のお話はとても楽しく、興味深いもので気付かされることばかりでした。また高橋先生のお話を聞いてみたいと思いました。(事務局・草野)

様々な研修のなかで「中核症状」「BPSD」は認知症ケアの基本であり、これらを理解しているかどうかで利用者の方の反応や職員のメンタル的なストレスも違ってくると思っていたので、とてもタイムリーな研修でした。「応用行動分析」や「好子」「嫌子」という言葉と意味を初めて学んだことで、改めて自施設内でのケアを振り返り、考えることができました。

特に印象に残ったのは「チームアプローチ」についてです。一人がどんなに良いケアをしても他のスタッフが全く違ったケアをすれば認知症の症状は悪化します。介護と看護の連携についても「看護は介護に追いついていない」という現実があるとのこと。介護現場からの発信の必要性を痛感すると同時に、携わるスタッフ全員が認知症を深く理解し、ご利用者様一人一人に対する「チームケア」を充実していかなければと思いました。(三郎の家・榎木丸)

※国際老年精神医学会（IPA）によるBPSDの定義

「認知症患者に頻繁に見られる知覚・思考内容・気分または行動の障害による症状」

今水俣を思う

私が水俣協立病院在職中の30年前、藤野紘先生が「不知火海沿岸地域にすむ20万人のうち少なく見積もって10万人は水俣病患者がいるはずです」といっておられました。確か病院4階の事務室で聞いたようで、先生の立ち位置や時間帯までも鮮明に覚えているのは、当時の情勢からして私には、にわかに信じがたいことだったからかもしれません。

しかし、法律で水俣病の汚染指定地域にされていない地域や山間部からも患者さんが見つかったという今日の報道を見ると、汚染の広がりには驚かされると同時に患者さんを見てきた藤野先生の確信、先見性に敬服するばかりです。

私は、現地の水俣病第三次訴訟に連携して東京地裁に提訴された東京裁判の患者さんの訪問や、数年前の関東地域での水俣病検診にも参加しました。「クニ（故郷）では水俣病の話をしてもらえは理解してもらえないけれど、こちらでは分かってもらえなかったのがつらかった」「家族にもその症状を説明できない」「病院で医療手帳をだしても分かってくれないので使用していなかった。」「医療手帳を使うのは病院に手数料をかけると思い、必ず手土産を持って行った」など、現地から離れた中での患者さんの孤独や苦悩を感じました。

そういった中で心強く感じたのは、全日本民医連の存在でした。この間の大検診のなかで確実に、水俣病の話聞いてくれ、相談に乗ってくれる人たちが全国に生まれたと思います。

先日、看護師さんの職場会議で水俣病の歴史が語られ、おもわず足をとめて聞き入りました。「水俣病を学ぶ事は民医連の原点を学ぶ事、そのことは福島の後にもつながる」と。民医連加盟の小さな医療、福祉機関で20数年働いていますが、私以外の方が水俣病を語るのを初めて聞きました。

また地域では、朗読サークルの人から「苦海浄土」の一節をやるのでと、方言の指導(?)を頼まれました。たまたま熊本出身というだけでお願いされたのですが、方言よりも水俣病を語る事になってしまいました。

水俣を離れて30年近くになりますが、福島原発事故がまた水俣病に立ちかえるきっかけにもなりました。水俣病の闘いは常に未来への普遍的なテーマを投げかけてきたし、今、そのことを語り継ぐことがとても大事な時のように思います。

牛山 和子（横浜在住）

活動日誌（2012年8月～10月）

NPOみなまた

- 8月5日 事務局会議
- 7日 介護部会
- 17日 法人研修「メンタルヘルスの向上を目指して」
- 28日 キャリアパス支援事業補助金申請（熊本県庁）
- 9月7日 キトさん家、ブロック会交換研修
- 11日 特養建設検討会議
介護部会
- 12日 第2回理事会
- 14日 合同企業説明選考会
救急救命法講習（18日も）
- 16日 三郎の家、地域敬老祝賀会
- 17日 ふれあいの家家族会
- 24日 事務局会議
- 28日 三郎の家、運営推進会議
- 30日 ふれあいの家運営推進会議
- 10月2日 法人研修「認知症の基本的理解」
- 9日 介護部会
- 14日 水俣病大検診
- 26日 事務局会議
- 30日 特養建設検討会議

書籍の紹介

「ノーモア・ミナマタ訴訟たたかひの軌跡」 すべての水俣病被害者の救済を求めて

編者：ノーモア・ミナマタ記録集編集委員会

発行：日本評論社

報告集・資料編・年表の3分冊になっています。

価格：3分冊で1万円 単品の場合は2,600円＋税

編集後記

「今年も残り少なくなりました。水俣では冬の風物詩「寒漬け」用の大根が軒先に下げられています。

ところで水俣病救済特措法の申請が7月に締め切られて4ヶ月あまり。申請に間に合わなかった方の問い合わせや、「非該当」にされた方から相談などが寄せられて

います。来年4月にはすべての申請者の結果が出揃う予定ですが、救済されるべき被害者が残されれば、新たなたたかひに至ることは歴史の必然であり、行政は心して対応しなければならないかと思ひます。」